相模原市告示第90号

令和7年度における労働報酬下限額の設定について

相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号)第6条の規定により 令和7年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第7条第3項の規定によ り告示する。

令和7年3月1日

相模原市長 本村 賢太郎

- 1 労働報酬下限額を定めた契約の種類 相模原市公契約条例第6条第1号に規定する対象工事請負契約
- 2 労働報酬下限額 別表のとおり
- 3 適用日 令和7年4月1日

令和7年度における相模原市対象工事請負契約に係る労働報酬下限額

(単位:円)

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3, 365	18	さく岩工	4, 410	35	左官	3, 578
2	普通作業員	2, 982	19	トンネル特殊工	4, 433	36	配管工	3, 027
3	軽作業員	2, 025	20	トンネル作業員	3, 455	37	はつり工	3, 353
4	造園工	2, 948	21	トンネル世話役	4, 523	38	防水工	3, 690
5	法面工	3, 522	22	橋りょう特殊工	3, 848	39	板金工	3, 725
6	とびエ	3, 680	23	橋りょう塗装工	3, 950	40	タイル工	3, 027
7	石工	3, 645	24	橋りょう世話役	4, 433	41	サッシエ	3, 522
8	ブロック工	3, 375	25	土木一般世話役	3, 668	42	屋根ふき工	3, 780
9	電工	3, 353	26	高級船員	4, 265	43	内装工	3, 735
10	鉄筋工	3, 410	27	普通船員	3, 432	44	ガラス工	3, 522
11	鉄骨工	3, 297	28	潜水士	5, 457	45	建具工	_
12	塗装工	3, 848	29	潜水連絡員	3, 938	46	ダクトエ	3, 185
13	溶接工	4, 220	30	潜水送気員	3, 792	47	保温工	3, 083
14	運転手(特殊)	3, 533	31	山林砂防工	3, 578	48	建築ブロック工	_
15	運転手 (一般)	3, 027	32	軌道工	6, 222	49	設備機械工	3, 128
16	潜かん工	4, 130	33	型わく工	3, 522	50	交通誘導警備員A	2, 240
17	潜かん世話役	4, 928	34	大工	3, 387	51	交通誘導警備員B	1, 970

[※] 公共工事設計労務単価が設定されなかった「建具工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとする。

- (1) 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- (2) 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

[※] 次に掲げる労働者の労働報酬下限額については、相模原市公契約条例第6条第2号に規定する対象 業務委託契約等に係る労働報酬下限額と同額の1,230円とする。